

平成29年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

研究課題名 (課題番号) : 障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方に関する研究 (H28-身体・知的一般-005)
分担研究報告書

分担研究課題名 : グループホームで生活している重度障害者が必要とするサービスの実態調査

主任研究者 : 遠藤浩 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者 : 谷口泰司 (関西福祉大学)

研究協力者 : 志賀利一、信原和典、古屋和彦、岡田裕樹

研究要旨

本研究では、重度障害者の地域生活を支援しているグループホームでのサービス利用の実態を把握することで、重度障害者の地域生活のあり方を探る一助とするため、先駆的な取り組みを行っているグループホーム9箇所53名の利用者に対するタイムスタディ調査を実施した。

調査結果から、①利用者の特性に応じ適切な職種により支援が行われるならば、障害の程度や年齢に関わらずグループホームを住まいの場とした地域生活が可能であること、②医療的ケアへの対応を含む重度障害者に対応したグループホームの展開により、これまで地域生活が困難であると考えられてきた者や、「親亡き後」の住まいの場の確保が困難と考えられてきた者等の地域生活の継続にかかる展望が拓けていくこと、③知的障害のうち、特に行動上の問題については、当該行動が生じた際の対症療法的な支援以上に、これら間接的な支援や環境への配慮(環境調整)が重要であること、等が明らかとなった。

A. 研究目的

グループホームを利用している重度障害者に対する時間帯ごとのサービス提供の実態等を把握し、重度障害者の地域生活を支えるために必要なサービスのあり方を探る。

B. 研究の方法

1. 調査対象者

グループホームを利用する重度障害者(本調査では障害支援区分5以上の者として定義)

2. 調査内容

- グループホームにおいて個々の利用者に対して提供されているサービス内容と各サービス提供の時間(分)
- 様々な要因により個々の場面において提供が困難であったサービス内容とその理由(自由記述)

3. 倫理的配慮

平成29年度第2回のぞみの園調査研究倫理審査委員会(平成29年11月16日(木)開催)において承認済み

4. 調査及び分析方法

簡易式タイムスタディ調査とする。

- 支援者が、グループホーム利用者に関わった時間と関わった内容を記入(平日及び休日の各1日(24時間)について、1時間おきに関わった内容を調査票に記載し、当該記載の支援内容をコード化して集計分析)
- 調査票記載時に、実際に関わった内容を記録するほか、本来は関わるべきであったができなかった支援内容について時間帯ごとに自由に記述、結果を大枠化して集計

5. 対象事業所・対象者数・記録日時等

事業所	対象者の状態像	対象者数	記録日（休日）	記録日（平日）
①	強度行動障害	5	12月 17-18日	12月 25-26日
②	強度行動障害	6	12月 10-11日	12月 13-14日
③	重症心身障害	7	11月 22-23日	12月 4 - 5日
④	重度知的障害	4	10月 27-28日	10月 24-25日
⑤	重度知的障害	4	10月 27-28日	10月 24-25日
⑥	中度知的障害	4	10月 27-28日	10月 24-25日
⑦	高齢知的障害	8	12月 17-18日	12月 15-16日
⑧	重度知的障害	6	12月 17-18日	12月 15-16日
⑨	重症心身障害	9	1月 21-22日	1月 15-16日

計 53名

C. 調査結果

資料1.「グループホームで生活している重度障害者が必要とするサービスの実態調査(調査結果)」のとおり

D. 考察

1. 重度障害者の住まいとしてのグループホームの意義

重度障害の状態像は多岐にわたり(重症心身障害・強度行動障害等)、また高齢障害という加齢に伴う複合的な課題が生じる場合もあるが、事業所③及び⑦の支援体制(特に看護職によるケア)を見ても、個々の利用者の特性に応じ適切な職種により支援が行われるならば、障害の程度や年齢に関わらずグループホームを住まいの場とした地域生活が可能であることを示している。

介護・高齢者の領域を見ても医療支援との関わりが重要視されているが、医療的ケアの機能を備えたグループホームの展開は、高齢化・重度化への備えとして、障害者の状況の変化に柔軟に対応できる住まいの場として、今後はより積極的な役割を果たすべきであると思われる。

これらの点からも、平成30年4月から新設される「日中支援型」共同生活援助は、高齢の知的障害者や重症心身障害者の住まいの場として注目すべきであり、従来の日中支援と休日・夜間支援を区分して評価してきた報酬体系

に逆行するものという側面だけで批判すべきものではない。

地域生活支援拠点の整備の中で、重度障害者に対応(医療的ケアへの対応を含む)したグループホームを住まいの場として位置づけていくことで、これまで地域生活が困難であると考えられてきた者や、「親亡き後」の住まいの場の確保が困難と考えられてきた者に対し、住み慣れた地域での生活の継続にかかる展望が拓けていくものと思われる。

2. 日中活動における支援との連携

今回の調査対象となった多くの事業所では、休日はともかく平日の日中帯は事業所外での日中生活(生活介護)や社会生活(就労等)を過ごしているなど、障害者支援施設に入所している利用者とはその活動内容に大きな相違が見られた。

前述の重症心身障害者や高齢障害者とは異なり、強度行動障害のある知的障害者については、行動面・活動面に対する細やかな配慮が求められる。もとより前二者に対するこれらの配慮が不要ということではないが、行動面・活動面への配慮が特に求められる強度行動障害のある者に対する支援を考えた時、グループホームの住まいの場としての役割(可能な限り、事前に計画された比較的变化の少ない生活リズムの継続)だけでは十分ではない。

これらの者の状態・状況の変化に気づき、柔軟に対応しつつ生き活きとした地域生活の継続を支援する役割として、日中支援の事業所や相談支援事業所の役割が重要となる。住まいの場としてのグループホームにおける役割(変化を可能な限り避ける)と、状況の変化に対応する日中活動の場や相談支援の役割の、一層の連携が求められるものと考えられる。

3. 間接支援(見守り・声掛け等)・環境への配慮の重要性

対象者の属性のうち、心身機能等の障害や行動上の問題と支援の関係を見ると、身体機能面の障害に対しては、支援の必要に対しては直接的な支援が必要であるのに対し、行動上の問題については、見守りや声掛け等を行うことでその発生「頻度」を減少させることが可能であることを示唆する結果となっている。

直接的な介護についてその必要性を理解することは容易であるが、知的障害のうち、特に行動上の問題については、当該行動が生じた際の対症療法的な支援以上に、これら間接的な支援や、環境への配慮(環境調整)が重要であることをうかがわせる結果となっている。

本調査では、支援の時間(分)という量的な側面を把握するものであり、内容についてその質までを把握することが困難であるため、上記の仮説を立証するには至らないが、今後これら間接支援の質的側面に着目していくことで、重度障害者特に行動上の問題がある者に対する住まいの場における支援のあり方に新たな展望が拓ける可能性があると思われる。

4. 人員の確保

自由記述「支援を十分に行うことが困難であった場面等」を見ると、高齢障害者が利用する事業所⑦以外では、「見守り」に関する記述が大半を占めている。支援の現場ではこれら間接的な支援の必要性が認識されていることをうかがわせるとともに、グループホーム利用者の生活の質を保障していく上でも人員の確保、特に朝及び夕方における人員の確保が必要であると思われる。

医療的ケアが必要となる者に対する事業所③の対応等を見ても、利用者の特性に応じ、外部ヘルパーの利用などについて、実施主体である市区町村の柔軟な支給決定が必要である。

G. 研究発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

